

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(當日は、
が休息日
に当たります)
の翌日

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十六号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する規制について)の一部を次のように改正し、昭和四十年十二月二十五日から施行する。

昭和四十年十二月二十日

鳥取県公安委員会委員長 井上善一

目次

◇公安告示 昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

1の項中

市道車尾茶町線米子市茶町六五番地地先から同市法勝寺町八番地地先までの間

同上

二九九メートル

同上区間午前八時から午後九時まで大型自動車の通行を禁止する。

を

市道車尾茶町線米子市茶町六五番地地先から同市法勝寺町八番地地先までの間

同上

二九九メートル

同上区間大型自動車の通行を禁止する。

に改める。

2の項中

市道火災復興七号線鳥取市元魚町三丁目六番地地先から同市新町九番地地先までの間

同上

四四〇メートル

右同

を

市道火災復興七号線鳥取市元魚町三丁目六番地地先から同市新町九番地地先までの間

同上

四四〇メートル

右同

市道火災復興六号線鳥取市本町一丁目三五の一番地地先から同市同町二丁目三七番地地先までの間

同上

二五〇メートル

同上区間午前七時から午後七時まで車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)は別図(一)のとおり通行する。

に

市道火災復興八号線鳥取市川端三丁目五二番地地先から同市川端四丁目二九番地地先までの間

同上

二四〇メートル

右同

市道火災復興三五号線鳥取市東品治町一二の五番地地先から同市同町二六の一三番地地先までの間

同上

一六五メートル

同上区間午前七時から午後十時まで車両(軽車両を除く。)は別図(一)のとおり通行する。

市道朝日町通り線米子市西倉吉町五七番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間

同上

三六〇メートル

右 同

市道朝日町通り線米子市西倉吉町五七番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間

同上

三六〇メートル

右 同

市道加茂川筋線米子市東倉吉町六八番地地先から同市同町四丁目二三番地地先までの間

同上

六四〇メートル

右 同

市道立町三、四丁目通り線米子市灘町一丁目一三番地地先から同市立町三丁目一九番地地先までの間

同上

二九〇メートル

右 同

市道米子停車場線境港市末広町四一番地地先から同市中町五九番地地先までの間

同上

三三〇メートル

右 同

市道境停車場線境港市末広町四一番地地先から同市中町五九番地地先までの間

同上

九一メートル

同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車、軽車両を除く。)は別図(四)のとおり通行する。

3の項中

同上

九一メートル

同上区間午前七時から午後十時まで車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)は別図(四)のとおり通行する。

県道米子境線 米子市大篠津町一九〇番地地先から境港市上道町一、八二九番地地先までの間

同上

五、三八〇メートル

を

県道米子境線 米子市大篠津町一九〇番地地先から境港市明治町地内外江街道踏切までの間

同上

六、四三〇メートル

に、

に改める。

を

に

を

<p>一般国道九号線 米子市富士見町三丁目一五五番地地先から同市陰田町六五番地地先までの間及びこれに連絡する旧市内各道路(但し一般国道九号線米子市久米町五八番地地先から祇園町一丁目一七番地地先までの間八五〇メートルを除く。)</p>	<p>旧市内 一円</p>	<p>三〇キロメートル</p>
<p>県道米子境線 米子市夜見町一、九四五番地地先から同町二、一九〇番地地先までの間</p>	<p>三五〇メートル</p>	<p>三〇キロメートル</p>
<p>一般国道九号線 米子市富士見町三丁目一五五番地地先から同市久米町五八番地地先までの間及びこれに連絡する旧市内各道路</p>	<p>旧市内 一円</p>	<p>三〇キロメートル</p>
<p>一般国道九号線 米子市祇園町一丁目一七番地地先から同市陰田町六一五番地地先までの間</p>	<p>六二〇メートル</p>	<p>四〇キロメートル (ただし、原動機付自転車を除く。)</p>
<p>一般国道一八〇号線 米子市長砂町七六六番地地先から同市純町二丁目一五五番地地先加茂川橋までの間</p>	<p>一、三〇〇メートル</p>	<p>四〇キロメートル (右 同)</p>
<p>県道米子境線 米子市夜見町二、一九〇番地地先から同市富益町一、二七〇番地地先までの間</p>	<p>七五〇メートル</p>	<p>四〇キロメートル (右 同)</p>
<p>県道米子境線 境港市上道町一、八二九番地地先から同市内境港駅までの間及びこれに連絡する旧市内各道路</p>	<p>旧市内 一円</p>	<p>三〇キロメートル</p>
<p>県道米子境線 境港市上道町一、七九七番地地先から同市相生町一六番地地先までの間及びこれに連絡する旧市内各道路</p>	<p>旧市内 一円</p>	<p>三〇キロメートル</p>
<p>県道境港線 境港市上道町一、九一八の一番地地先から同市朝日町六番地地先までの間</p>	<p>六五〇メートル</p>	<p>四〇キロメートル (ただし、原動機付自転車を除く。)</p>
<p>市道弥生町高等学校線 境港市上道町二、一二五番地地先から同市同町一、八二三の一番地地先までの間</p>	<p>九〇〇メートル</p>	<p>四〇キロメートル (右 同)</p>

4の項を次のように改める。

に改める。

を

に

を

4 追越禁止

場	所	区	間	備	考
一般国道五三号線	鳥取市古市山陰線智頭街道踏切南詰から同市富安地内美保橋南詰までの間	五〇〇メートル	農耕作業用自動車を追い越す場合を除く。		
一般国道九号線	鳥取市湖山町一、四五四番地地先から同市同町二、九四二番地地先までの間	一、一〇〇メートル	右 同		
一般国道九号線	鳥取市覚寺地内瀬田橋東詰から同市浜坂字ウツロ谷一、〇三三の三番地地先までの間	二六〇メートル	右 同		

5の項中

鳥取市寺町中区無番地	弥生橋北詰東端	を	八頭郡用瀬町大字安蔵二〇八番地の二地先	岸本重雄方横	を
鳥取市寺町中区無番地	弥生橋北詰東端	を	八頭郡用瀬町大字用瀬四四一番地地先	森博方横	を
鳥取市寺町中区無番地	弥生橋北詰東端	を	八頭郡用瀬町大字用瀬四四一番地地先	高木正夫方前	を
鳥取市吉方三区四三〇番地地先	中山一成方前	を	八頭郡智頭町大字智頭一、六四二番地地先	大坪藏雄方前	を
八頭郡八東町大字北山六七の二番地地先	都宮栄治方前	を	八頭郡智頭町大字智頭一、六四二番地地先	下口商店前	を
八頭郡八東町大字北山六七の二番地地先	都宮栄治方前	を	八頭郡智頭町大字智頭一、六四二番地地先	大坪藏雄方前	を
八頭郡家町大字門尾字塚本三の六番地地先	山本憲治方横	を	八頭郡智頭町大字智頭七四六の一番地地先	高木正夫方前	を
八頭郡家町大字米岡五九一の二番地地先	安田せつ方横	を	八頭郡智頭町大字智頭七四六の一番地地先	高木正夫方前	を
八頭郡用瀬町大字安蔵二〇八番地の二地先	岸本重雄方横	を	東伯郡赤碓町大字赤碓二〇、一一番地地先	前畑通知方前	を

(1) 6の項を次のように改める。
駐車禁止の場所等

東伯郡赤碕町大字赤碕二、〇一一番地地先	前畑通知方前
東伯郡赤碕町大字赤碕一、〇九六番地地先	堀尾幾夫方前
東伯郡赤碕町大字赤碕八一〇の七番地地先	田中博文方前
米子市東倉吉町六八番地地先	木村光子方前
米子市法勝寺町六番地地先	芳野安隆方前
米子市灘町三丁目四二番地地先	足鹿寛方横

を削り、及びに改め、

米子市灘町三丁目四二番地地先	足鹿寛方横
米子市上後藤三三三の一番地地先	山中運送前交差点
米子市角盛町三丁目七番地地先	松江相互銀行前
米子市角盛町三丁目七五番地地先	坂口二郎方前
境港市竹内町八三六番地地先	岡崎好孝方前
境港市竹内町八三六番地地先	岡崎好孝方前
境港市小篠津町五〇八番地地先	足立進方前

に、を、に改める。

場 所	区 間	制 限 の 方 法
一般国道五三号線 鳥取市東品治町一一三の八番地地先から同市富安三三二の六番地地先までの間	一、二二〇メートル	同上区間車両(自転車を除く。)の駐車を禁止する。 別図(四)の区間駐車禁止
一般国道五三号線 鳥取市東品治町一一三番地地先から同市上魚町三五番地地先までの間	六九〇メートル	同上区間午前七時から午後七時までの間車両(軽車両を除く。)の駐車を禁止する。 別図(四)の区間駐車禁止
県道鳥取停車場線 鳥取市東品治町五八の二三番地地先から同市同町一一五の二三番地地先までの間	一八〇メートル	同上区間車両(自転車を除く。)の駐車を禁止する。 別図(四)の区間駐車禁止
県道西町鳥取停車場線 鳥取市今町二丁目一五二番地地先から同市瓦町二〇三番地地先までの間	二六四メートル	右 同

<p>県道西町鳥取停車場線 鳥取市今町一丁目一二五番地地先から同市同町一丁目一四九番地地先までの間</p>	<p>一三〇メートル</p>	<p>同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(四)の区間駐車禁止</p>
<p>県道鳥取国府線 鳥取市東品治町一一七の一番地地先から同市吉方町二丁目五一二番地地先までの間</p>	<p>一、〇〇〇メートル</p>	<p>同上区間午前七時から午後七時までの間車両(軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(四)の区間駐車禁止</p>
<p>県道鳥取港線 鳥取市賀露町一、五三九番地地先から同市同町一、五二五番地地先までの間</p>	<p>二七〇メートル</p>	<p>同上区間車両の駐車を禁止する。別図(四)の区間駐車禁止</p>
<p>県道田島片原線 鳥取市二階町一丁目六五番地地先から同市同町二丁目三四番地地先までの間</p>	<p>二五〇メートル</p>	<p>同上区間午前七時から午後七時までの間車両(二輪のものを除く。)は本町側のみ駐車を禁止する。別図(四)の区間駐車禁止</p>
<p>市道今町裁判所線 鳥取市瓦町二〇五番地地先から同市西町三丁目一〇一番地地先までの間</p>	<p>一、〇二〇メートル</p>	<p>同上区間午前七時から午後七時までの間車両(軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(四)の区間駐車禁止</p>
<p>市道今町裁判所線 鳥取市今町一丁目六八番地地先から同市同町一丁目四〇番地地先までの間</p>	<p>一七〇メートル</p>	<p>同上区間車両(自転車を除く。)の駐車を禁止する。別図(四)の区間駐車禁止</p>
<p>市道火災復興第八号線 鳥取市川端一丁目六〇番地地先から同市同二丁目五二番地地先までの間</p>	<p>二五〇メートル</p>	<p>同上区間午前七時から午後七時までの間車両(自転車を除く。)の駐車を禁止する。別図(四)の区間駐車禁止</p>
<p>市道火災復興第一六号線 鳥取市東品治町一一四の一番地地先から同市吉方七七四の一番地地先までの間</p>	<p>二三〇メートル</p>	<p>同上区間午前七時から午後七時までの間車両(二輪のものを除く。)の駐車を禁止する。別図(四)の区間駐車禁止</p>
<p>県道網代港岩美停車場線 岩美郡岩美町大字浦富七一の一四番地地先から同地内一、〇三六の六番地地先までの間</p>	<p>二〇〇メートル</p>	<p>同上区間午前七時から同九時まで及び午後四時から同六時までの間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(四)の区間駐車禁止</p>
<p>一般国道一七九号線 倉吉市上井三三三の八番地地先から同市上井三一一の一番地地先までの間</p>	<p>一五〇メートル</p>	<p>同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(七)の区間駐車禁止</p>
<p>一般国道一七九号線 倉吉市上井三三三の一番地地先から同市上井町二丁目一の二番地地先までの間</p>	<p>一六〇メートル</p>	<p>同上区間午前七時から午後九時までの間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(七)の区間駐車禁止</p>
<p>県道倉吉江府線 倉吉市宮川町一六番地地先から同市河原町地内小鴨橋東詰までの間</p>	<p>二、二〇〇メートル</p>	<p>同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(七)の区間駐車禁止</p>

00187

<p>一般国道九号線 米子市加茂町二丁目五一番地地先から同市錦町一丁目一番地地先までの間</p>	<p>八〇〇メートル</p>	<p>同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止</p>
<p>一般国道九号線 米子市車尾二一一番地地先から同市車尾一、三五六番地地先までの間</p>	<p>二七〇メートル</p>	<p>右 同</p>
<p>一般国道一八〇号線 米子市糺町二丁目一番地地先から同市上後藤三二〇番地地先までの間</p>	<p>三、一〇〇メートル</p>	<p>同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止</p>
<p>県道米子停車場線 米子市明治町四〇番地地先から同市加茂町二丁目五〇番地地先までの間</p>	<p>七〇〇メートル</p>	<p>同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止</p>
<p>県道米子石見新見線 米子市道笑町二丁目二〇〇番地地先から同市末広町一四番地地先までの間</p>	<p>五〇〇メートル</p>	<p>同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)は米子駅側のみ駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止</p>
<p>県道米子港後藤停車場線 米子市角盤町四丁目三八番地地先から同市同町四丁目二三番地地先までの間</p>	<p>一〇〇メートル</p>	<p>同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)は米子信用金庫西支店側のみ駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止</p>
<p>県道米子大山線(バイパスを含む)、県道大山溝口線 西伯郡大山町大山字木原国有林九六林班は小班地先から同町大山二四番地地先までの間</p>	<p>九〇〇メートル</p>	<p>同上区間車両の通行を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止</p>
<p>市道車尾茶町線、一般国道一八〇号線 米子市茶町六五番地地先から同市博労町二丁目一六番地地先までの間</p>	<p>一、〇五〇メートル</p>	<p>同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止</p>
<p>市道道笑町難町線、市道道笑町旧国道線 米子市道笑町一丁目一一番地地先から同市尾高町一五番地地先までの間</p>	<p>八五〇メートル</p>	<p>右 同</p>
<p>市道朝日町通り線 米子市西倉吉町五七番地地先から同市角盤町二丁目一八番地地先までの間</p>	<p>三六〇メートル</p>	<p>右 同</p>
<p>市道東町通り線 米子市法勝寺町五三番地地先から同市糺町二丁目一五番地地先までの間</p>	<p>二八〇メートル</p>	<p>同上区間午前七時から午後七時までの間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)は西念寺側のみ駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止</p>
<p>市道東町通り線 米子市東町一〇五番地地先から同市法勝寺町四四番地地先までの間</p>	<p>三二〇メートル</p>	<p>同上区間午前七時から午後七時までの間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。)の駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止</p>

市道立町三、四丁目通り線 米子市灘町一丁目二五番地地先から同市立町四丁目一九一番地地先までの間	一、一六〇メートル	同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く)の駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止
市道市役所横灘町橋線 米子市中町二〇番地地先から同市同町八七番地地先までの間	二九〇メートル	同上区間午前七時から午後七時までの間車両は市役所側のみ駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止
市道加茂川筋線 米子市東倉吉町八一番地地先から同市紺屋町一九番地地先までの間	一九〇メートル	同上区間午前七時から午後七時までの間車両は加茂川側のみ駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止
市道万能町通り線 米子市明治町九番地地先から同市道笑町二丁目一三二番地地先までの間	三〇〇メートル	同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く)は旧警察署側のみ駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止
市道茶町祇園町線 米子市茶町二番地地先から同市大工町一二番地地先までの間	三四〇メートル	同上区間午前七時から同十時まで及び午後四時から同七時までの間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く)の駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止
市道電報電話局前通り線 米子市角盛町一丁目七二番地地先から同市同町一丁目七八の一番地地先までの間	三七〇メートル	同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く)は米子電報電話局側のみ駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止
市道角盤中央線 米子市錦町一丁目一番地地先から同市同町一丁目七七番地地先までの間	九〇メートル	同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く)の駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止
市道角盤中央線 米子市錦町一丁目七八番地地先から同市同町三丁目二番地地先までの間	五五〇メートル	同上区間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く)は県立米子西高等学校側のみ駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止
一般国道一八〇号線、一般国道一八三号線 日野郡日野町根雨一四〇番地地先から同地内六三五番地地先を経て六八九の三番地地先までの間	六九七メートル	同上区間午前七時から午後七時までの間車両(二輪の自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く)の駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止
県道米子境線 境港市佐斐神町一、二五一番地地先から米子市大篠津町九七三番地地先までの間	一、三五〇メートル	同上区間車両(二輪のものを除く)の駐車を禁止する。別図(ハ)の区間駐車禁止
市道境停車場線 境港市中町五九番地地先から同市本町二〇番地地先までの間	二一〇メートル	右 同

〃	元鑄物師町七四番地地先	一	平尾久雄方前
〃	二階町四丁目三一番地地先	一	福田博孝方前
〃	南本寺町三二の八番地地先	一	前田武方前
〃	瓦町二六一の一番地地先	一	森下一商店前
〃	今町二丁目五七の一番地地先	一	池原喜八郎方前
〃	二階町二丁目三四番地地先	一	五臓円前
〃	本町三丁目五〇番地地先	一	中電鳥取営業所前
〃	尙徳町一〇一番地地先	一	鳥取大学附属小中学校前
〃	若桜町四二番地地先	一	東部県税事務所前
〃	立川町四丁目一四七番地地先	一	海浪一雄方前
〃	吉方六九九の一番地地先	一	雨河寿次方前
〃	吉方三区四六一番地地先	一	藤田屋商店前
〃	吉方三〇六番地地先	一	段田理髮店前
〃	雲山四七番地地先	一	栗山虎蔵方前
〃	雲山四七番地地先	一	栗山虎蔵方前

に

を

〃	皆生一、九〇〇の三番地地先	一	清風堂前
〃	日原六三番地地先	一	平木豊方前
〃	〃 一〇番地地先	二	大庭芳子方前
〃	西町三六番地地先	一	鳥大病院前
〃	昭和町七二番地地先	二	田子幸人方前
〃	角盤町二丁目六一番地地先	三	米子市公会堂前
〃	中島八六一の一番地地先	一	明石恒治方前
〃	〃 九番地地先	一	大友自動車前
〃	東福原九〇三番地地先	一	斉藤義一方前
〃	西福原三〇九番地地先	一	西山忠男方前
〃	道笑町二丁目一九四番地地先	二	二岡伴蔵方前
〃	上福原一、五二二番地地先	一	井上福寿方前
〃	上福原一、五二二番地地先	一	井上福寿方前
〃	西伯郡中山町岡六一一番地地先	一	天野輝代司方前
〃	東伯町大字逢東一、〇七五の九番地地先	一	

に、

を

に、

11 右折禁止

11の項を次のように改める。

〃	上道町二、〇二七番地地先	一	藤本勝利方前
〃	外江町一、五九一番地地先	一	竹内利方前
〃	明治町二三番地地先	一	西村昭方前
〃	上道町八四六番地地先	一	上道農協前
〃	〃 五七番地地先	一	扶桑銀行境支店前
〃	〃 五七番地地先	一	扶桑銀行境支店前
〃	名和町大字富長七六二番地地先	二	庄内農協前交差点
〃	西伯郡澁江町大字澁江九八一番地地先	二	吉岡敏政方前
〃	東福原五九一番地地先	一	米子製袋前
〃	勝田町一〇番地地先	二	江角酒店前
〃	〃 一丁目六〇番地地先	二	米子市煙草販売協同組合前
〃	角盤町三丁目七番地地先	二	松江相互銀行前

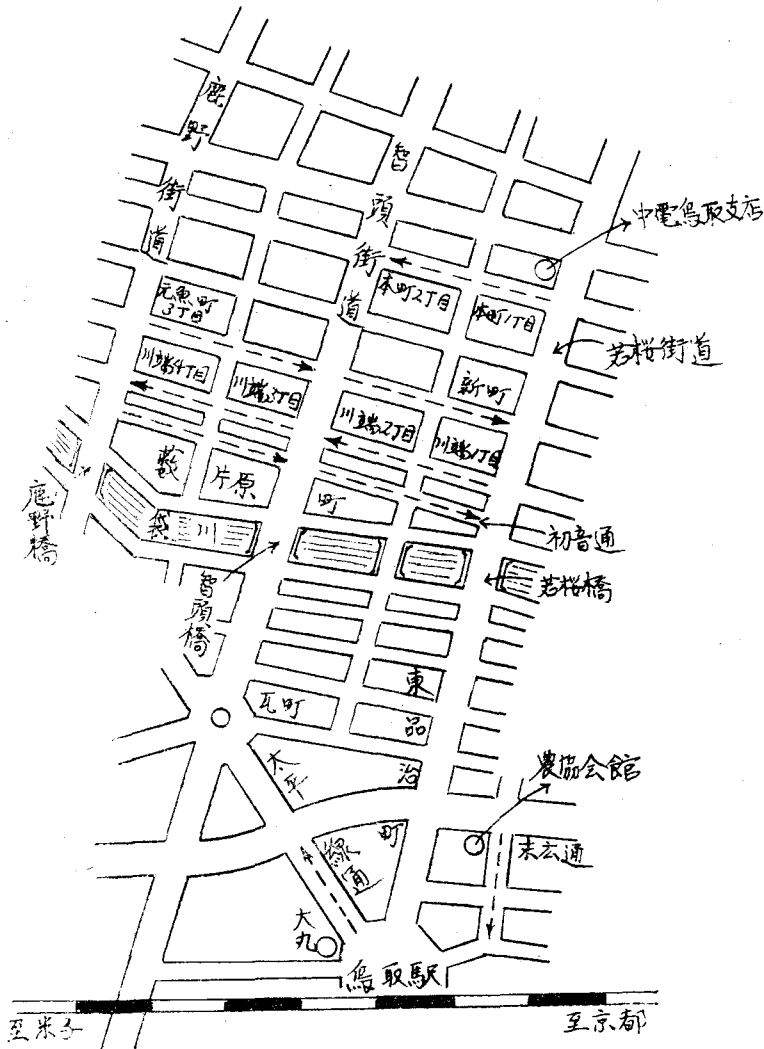
に改める。

を

鳥取市今町三丁目二九二番地地先	場	所	備	考
西伯郡大山町赤松小字門野五六四の一一番地地先			交差点入口	
			一 股国道五三号線と市道樺鼻線との交差点	

別図(1) 鳥取市市街地略図

別図(一)を次のように改める。

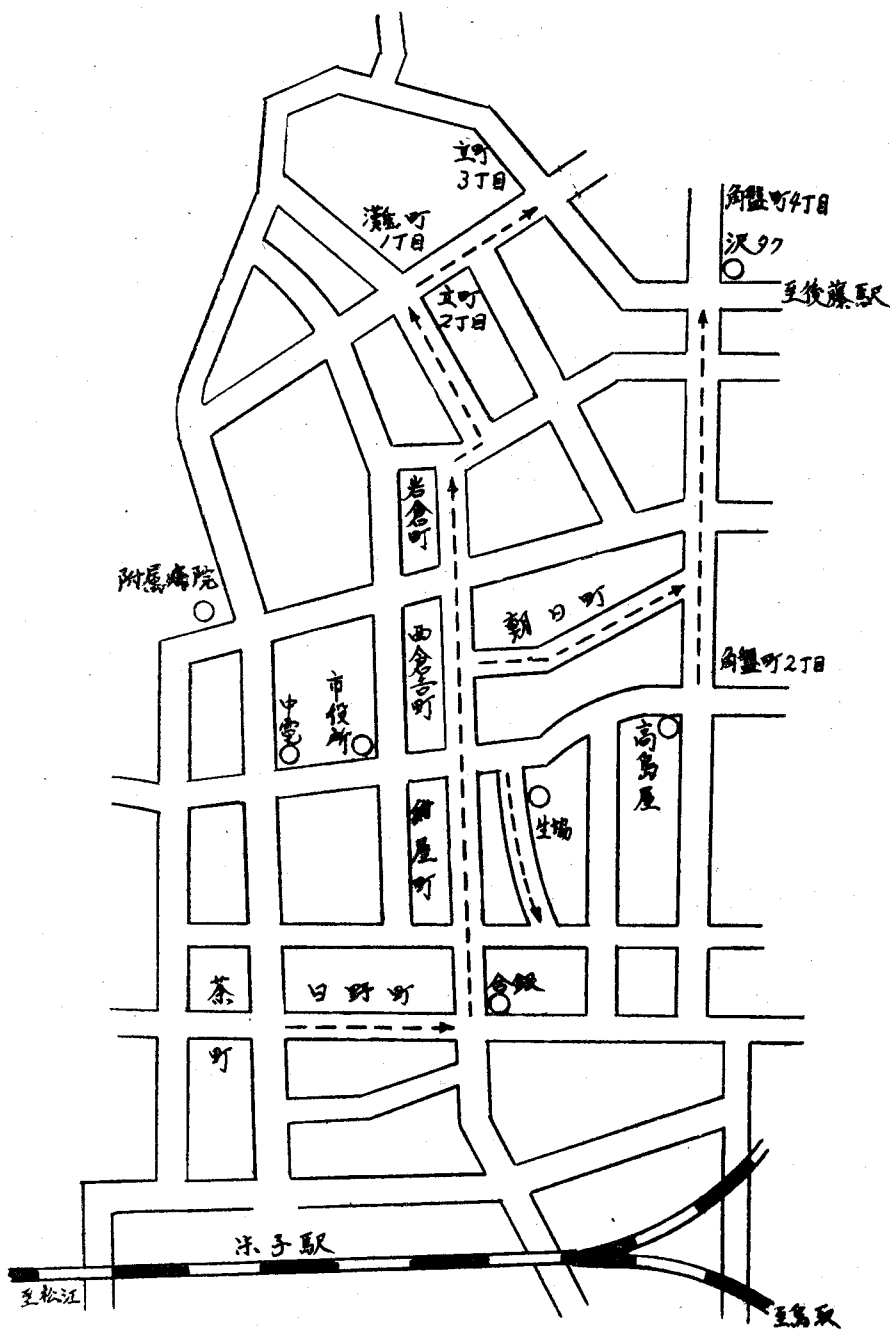


凡例

←-----一方通行の通行方向 (以下同じ)

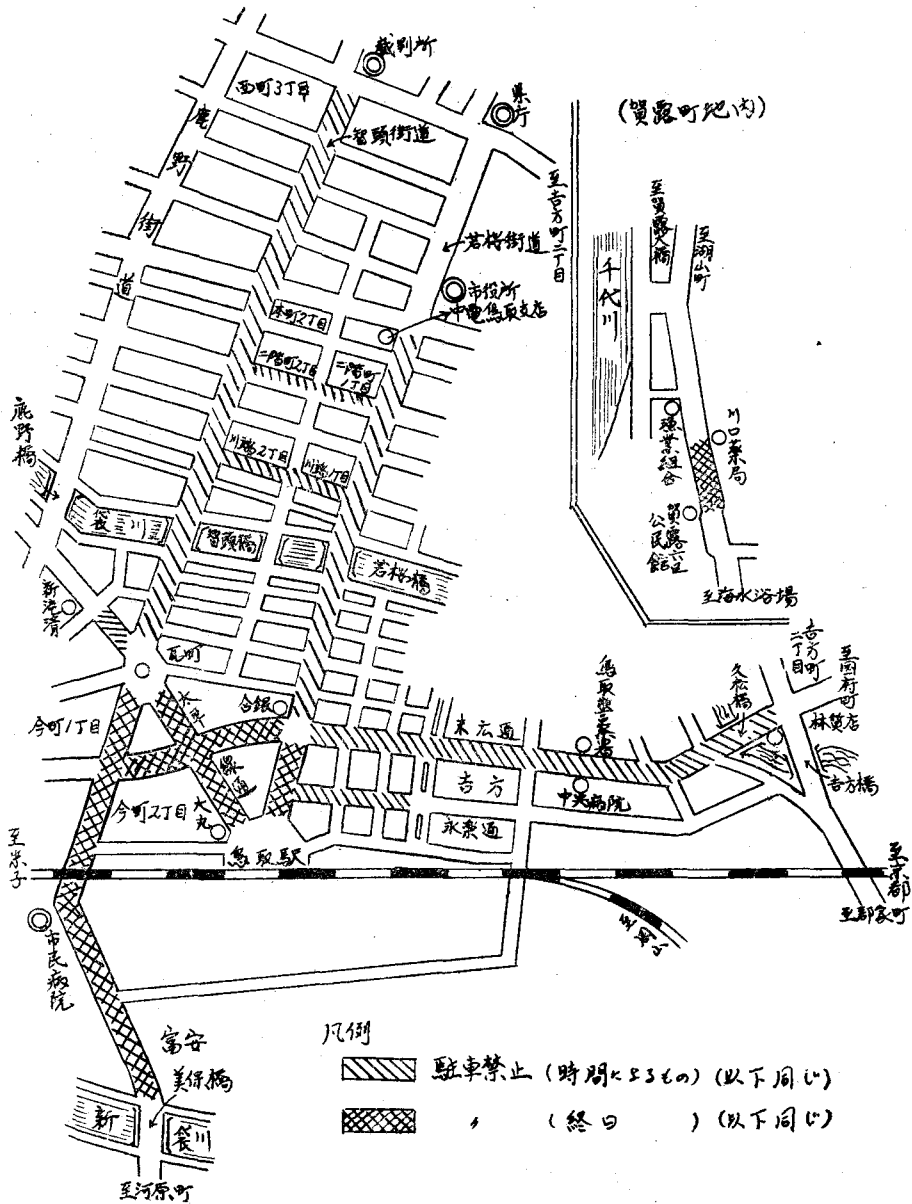
別図(3) 米子市市街地略図

別図(3)を次のように改める。



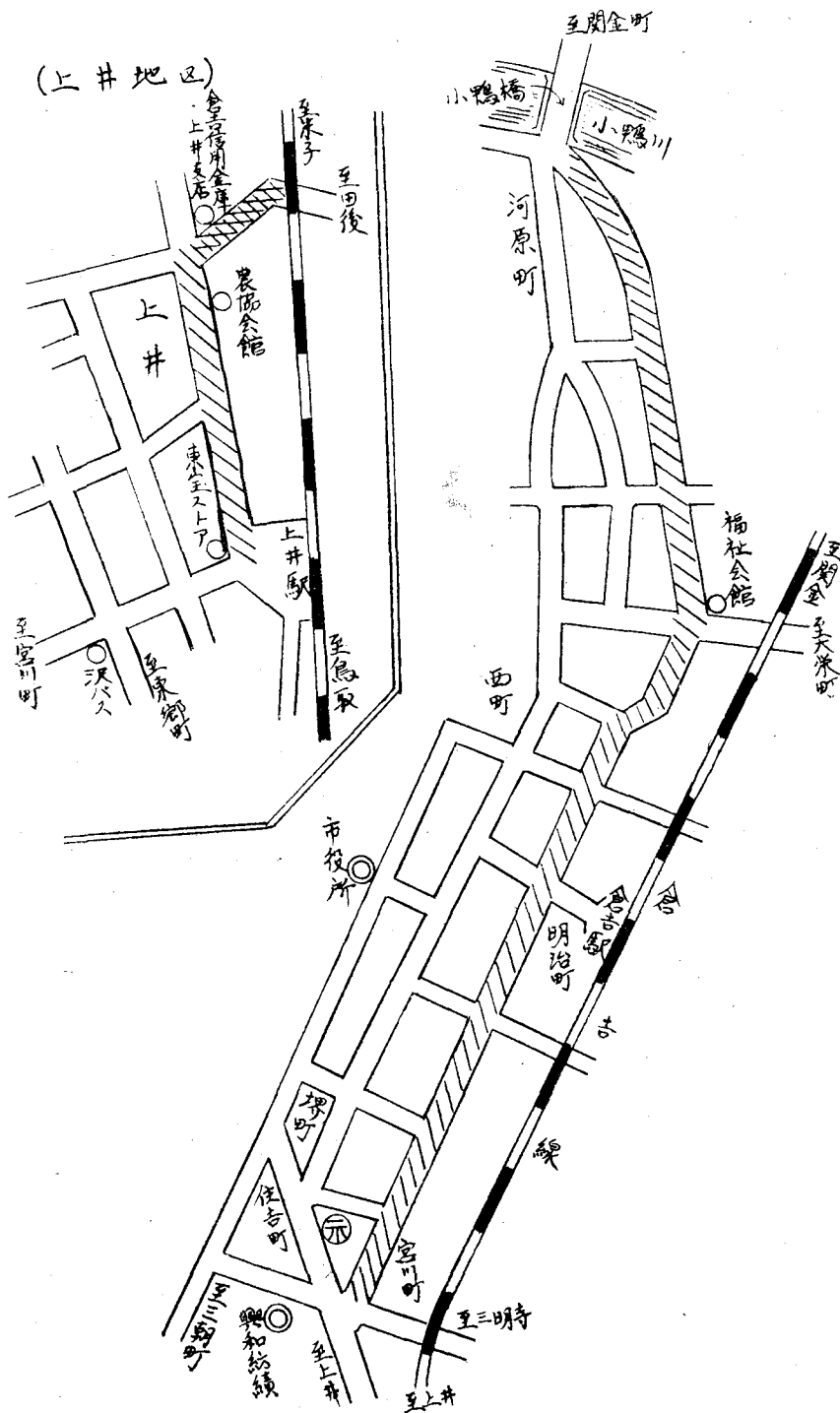
別図(5) 鳥取市市街地略図

別図(5)を次のように改める。



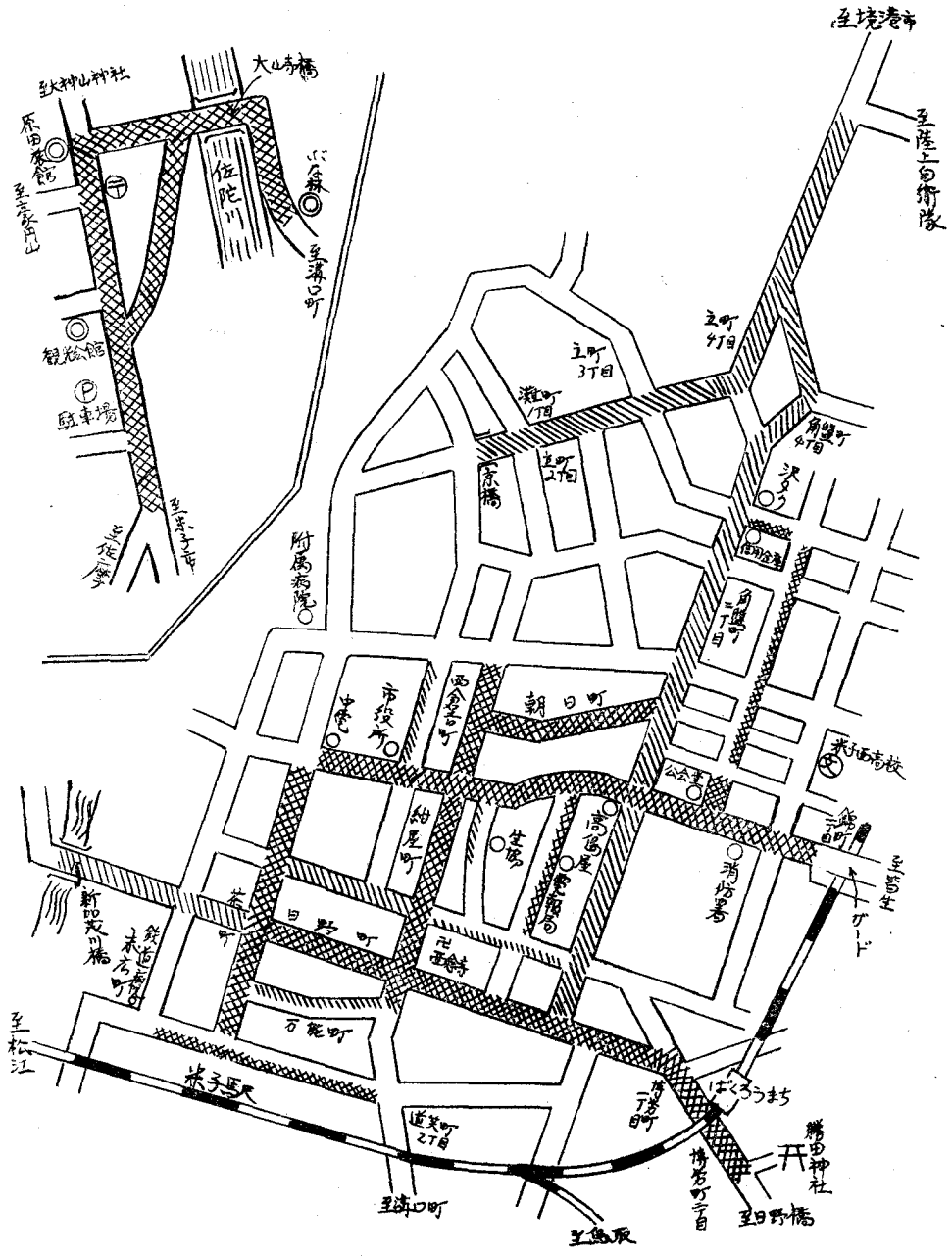
別図(7) 倉吉市市街地略図

別図(七)から別図(十)までを次のように改める。

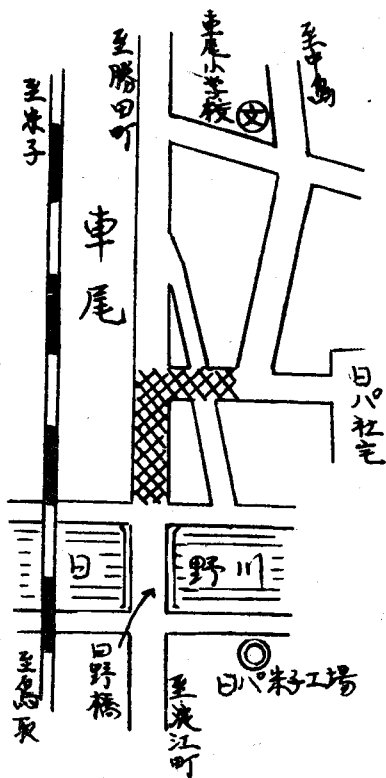


別図(8) 米子市市街地略図

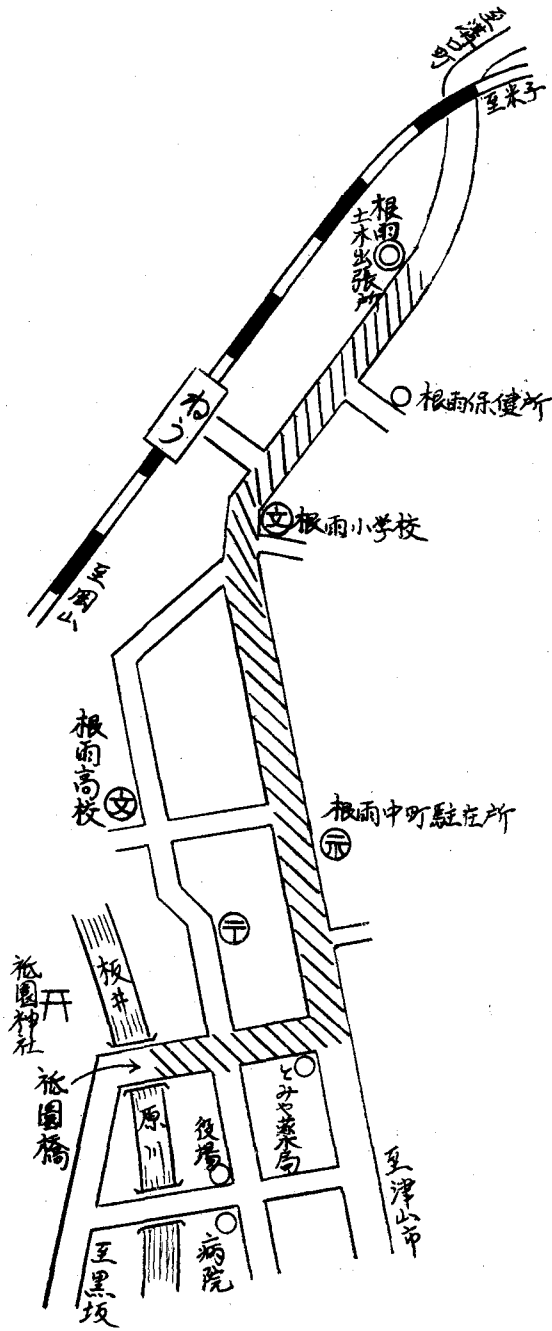
(大山町大山地内略図)



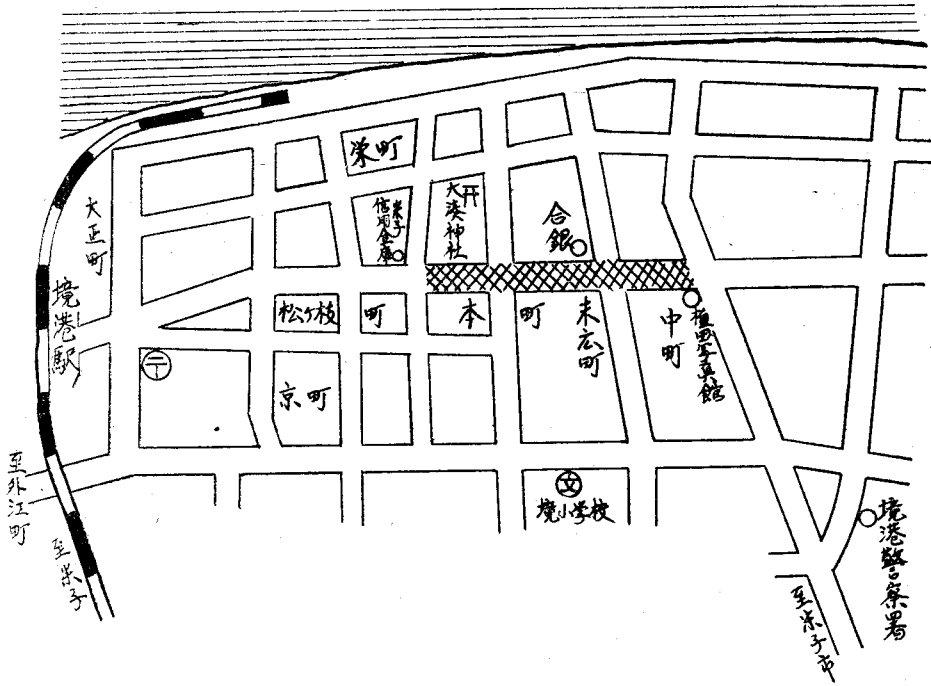
米子市日野橋附近略図



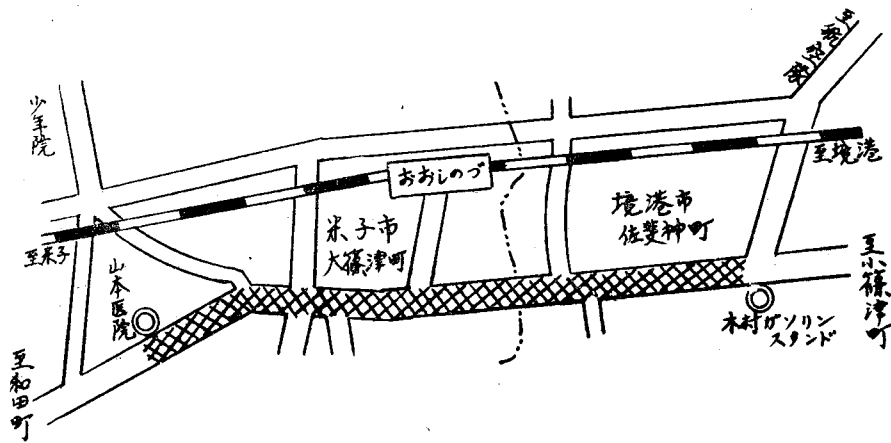
別図(9) 日野町根雨駅前附近略図



別図(10) 境港市市街地略図



米子市大篠津駅前附近略図



昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取印刷所
鳥取県鳥取市栗谷町鳥取印刷所

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】